

令和8年1月9日

入札参加資格者各位

富山市長 藤井 裕久
(公印省略)

富山市建設工事標準請負契約約款の改正について（案内）

公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一体として改正した「第三次・担い手3法」が令和7年12月12日に全面的に施行されたことに伴い、本市の建設工事標準請負契約約款を次のとおり改正しますので、お知らせします。

1 改正内容

(1) 「第三次・担い手3法」の法改正に伴うもの

ア 請負代金内訳書に明示する項目の追加【第3条第3項】

適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加するもの。

イ 適正な賃金、労務費の支払いに関する条項の新設【第3条の2】

受注者が発注者に対し、適正な賃金や労務費を、それぞれ雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約束するとともに、必要に応じて発注者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入するもの。

(2) その他の主要な改正

- ・ 他機関が発注した工事との調整規定の追加【第2条第2項】
- ・ 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の追加【第23条第3項、第24条第3項、第25条第9項】

(担当) 財務部契約課工事契約係
(電話) 076-443-2025